

令和 6 年 12 月 1 日

「通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション」

重要事項説明書

赤坂山王メディカルセンター・リハビリテーションセンター

事業所は介護保険の指定を受けています。
(東京都指定 第 1315822770 号)

事業所は利用者に対して通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションのサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 原則として要介護認定の結果、「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆ 目次 ◆◆

1.	事業者	2
2.	事業所の概要	2
3.	事業実施地域及び営業時間	2
4.	職員の体制	3
5.	事業所が提供するサービスと利用料金(約款第 6・7 条参照)	3
6.	利用の終了(約款第 16・17・18 条参照)	6
7.	賠償責任(約款第 13・14 条参照)	7
8.	緊急時の対応	7
9.	事故発生時の対応	7
10.	守秘義務及び個人情報の取り扱いについて(約款第 12 条参照)	8
11.	ハラスメント等の禁止	8
12.	虐待の防止のための措置に関する事項	8
13.	身体拘束の適正化について	8
14.	非常災害時の対応	9
15.	感染症予防及びまん延防止等について	9
16.	業務継続のための計画の策定	9
17.	苦情の受付について(約款第 20 条参照)	9

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人財団 順和会 赤坂山王メディカルセンター
(2) 所在地 東京都港区赤坂 4-1-26 W 棟 7 階
(3) 電話番号 03-6230-3701
(4) 管理者氏名 院長 青木 大輔

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 通所リハビリ事業所・2020 年 9 月 1 日指定 第 1315822770 号
介護予防通所リハビリ事業所・2020 年 9 月 1 日指定 同号
(2) 事業の目的 介護保険法・その他諸法令及び契約に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を送れるように支援する。
(3) 事業所の名称 医療法人財団 順和会 赤坂山王メディカルセンター
(4) 事業所の所在地 東京都港区赤坂 4-1-26 W 棟 7 階
(5) 電話番号 03-6230-3701
(6) 代表者 理事長 高木 邦格
(7) 管理者 院長 青木 大輔
(8) 事業所の運営方針 利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように支援する。必要な機能訓練を通じて、心身の機能の維持・回復を図り、利用者の社会参加を促し、利用者家族の身体的・精神的負担を軽減する。事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
(9) 開設年月 2020 年 9 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
港区

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日 祝祭日及び 12/31～1/3 までを除く
営業時間	月～土曜日 8:30～17:30
サービス提供時間	月～土曜日 9:30～10:40、13:30～14:40

4. 職員の体制

事業所では、利用者に対して通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
専任常勤医師、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士	1 名以上	1 名以上	1 名以上	通所リハビリテーションの提供

(職員の配置については、指定基準を遵守しています。)

5. 事業所が提供するサービスと利用料金(約款第 6・7 条参照)

(1) サービス内容

- ① 健康状態のチェックと相談
- ② 生活相談
- ③ 機能回復練習
 - ・ 筋力及び筋持久力の維持、強化
 - ・ 関節可動域及び柔軟性の維持、改善
 - ・ バランス及び巧緻性の維持、改善
 - ・ 転倒の予防
 - ・ 動作速度及び俊敏性の維持、改善

(2) サービス提供日

事業者は次の日程で通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供します。

	曜日	時間帯
1	曜日	: ~ :
2	曜日	: ~ :
3	曜日	: ~ :

※ 曜日及び時間帯は事前連絡の上、変更する場合があります。

(3) サービス利用料金

利用料金は、介護度により異なり、介護保険負担割合証に記載された利用者負担に応じた一部負担金をお支払いいただきます(1 割又は 2 割又は 3 割)。

① 指定通所リハビリテーション費

I. 基本料金表(1時間以上2時間未満) 1回あたりの料金

(各要介護度の単位数×地域区分1級地 11.10×利用者の自己負担割合から算出)

要介護度	1割	2割	3割
要介護1(369単位)	410円	819円	1,229円
要介護2(398単位)	442円	884円	1,325円
要介護3(429単位)	477円	953円	1,429円
要介護4(458単位)	509円	1,017円	1,525円
要介護5(491単位)	545円	1,090円	1,635円

II. 主な加算・減算費用

(各項目の単位数×地域区分1級地 11.10×利用者の自己負担割合から算出)

項目	1割	2割	3割	
リハビリマネジメント加算(ロ) 6月以内 (593単位)	659円	1,317円	1,975円	1か月につき
リハビリマネジメント加算(ロ) 6月超 (273単位)	303円	606円	909円	
事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合 (270単位)	300円	600円	900円	
通所リハ科学的介護推進体制加算 (40単位)	45円	89円	134円	
送迎減算 (-47単位)	▲105円	▲209円	▲313円	1回につき

III. 利用料金例

要介護1(週1回 1-2時間、6月以内)×月4回のご利用

1割負担の方

・基本料金(1時間以上2時間未満)

410円×4回=1,640円

・リハビリマネジメント加算(ロ) 6月以内

659円×1回=659円

・事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合

300円×1回=300円

・科学的介護推進体制加算

45円×1回=45円

・送迎減算

-105円×4回=-420円

合計 2,224円 (1か月)

※ 上記の基本利用料等は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は基本利用料等も改定されます。その場合は基本利用料等を書面でお知らせします。

② 指定介護予防通所リハビリテーション費

I. 基本料金表(1 時間以上 2 時間未満) 1 月あたりの料金

(各要介護度の単位数×地域区分 1 級地 11.10×利用者の自己負担割合から算出)

要介護度	1 割	2 割	3 割
要支援 1 (2,268 単位)	2,518 円	5,035 円	7,553 円
要支援 2 (4,228 単位)	4,693 円	9,386 円	14,079 円

II. 主な加算費用

(各項目の単位数×地域区分 1 級地 11.10×利用者の自己負担割合から算出)

項目	1 割	2 割	3 割	
予防通所リハ科学的介護推進体制加算 (40 単位)	45 円	89 円	134 円	1 か月につき

III. 利用料金例

要介護 1(12 月以内)のご利用	1 割負担の方
・基本料金(1 時間以上 2 時間未満)	2,518 円
・予防通所リハ科学的介護推進体制加算	45 円
合計 2,563 円 (1 か月)	

※ 上記の基本利用料等は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は基本利用料等も改定されます。その場合は基本利用料等を書面でお知らせします。

(4) 交通費

送迎サービスはないため、交通費は実費負担とします。

(5) キャンセル規定

利用者のご都合で当日のサービスを中止・変更されたい場合、その前日までに事業所にご連絡ください。ご連絡がないまま、当日のサービスを中止された場合、相応のキャンセル料金を頂く場合があります。ただし、利用者の病状の急変ややむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

(6) 利用料金のお支払い方法

前記(3)の料金は、1 か月毎(月初から月末まで)の請求とさせていただきます。翌月の 10 日以降に、担当者が前月分の請求書を手渡しいたしますので、リハビリテーションセンター同フロアにあるクリニック窓口にてお支払い下さい。

6. 利用の終了(約款第 16・17・18 条参照)

- (1) 利用者は、以下に基づく利用の終了がない限り、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
- ① 利用者が死亡した場合
 - ② 利用者が要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ④ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - ⑤ 利用者又は身元保証人及び事業者から契約が解約された場合
- (2) 利用者又は身元保証人は、契約の有効期間中、事業者が提供するサービスの利用を解除することができます。この場合には、利用者又は身元保証人は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- (3) 利用者又は身元保証人は、以下の事項に該当する場合には、事業者が提供するサービスの利用を即時に解除することができます。
- ① 約款第 10 条第 3 項に基づき、利用料金の変更に同意が得られず契約を解約する場合
 - ② 利用者が長期入院した場合
 - ③ 利用者に係る「通所サービス計画」が変更された場合
- (4) 利用者又は身元保証人は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、事業者が提供するサービスの利用を解除することができます。
- ① 正当な理由なくリハビリテーションサービスを実施しない場合
 - ② 約款第 12 条(重要事項説明書第 10 項)に定める守秘義務に違反した場合
 - ③ 故意又は過失により利用者及び身元保証人の身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他事業所が提供するサービスの利用を継続し難い重大な事情が認められる場合
- (5) 事業者は、利用者又は身元保証人が以下の事項に該当する場合には、事業者が提供するサービスの利用を解除することができます。
- ① 契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、事業者が提供するサービスの利用を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
 - ② 約款第 8 条に定めるサービス利用料金滞納にかかる事由による場合
 - ③ 故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命、身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、事業者が提供するサービスの利用を継続し難い重大な事情を生じさせた場合

7. 賠償責任(約款第 13・14 条参照)

事業者は、サービスの提供に伴って、当該事業者のサービス従事者の責めに帰すべき事由によって、利用者又は身元保証人の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

また、利用者又は身元保証人は、利用者又は身元保証人の責めに帰すべき事由によって、当該事業者のサービス従事者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

8. 緊急時の対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合には、事前の打ち合わせにより主治医・救急隊・身元保証人・居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

	氏名	連絡先
主治医		
身元保証人(家族等)・代理人		

9. 事故発生時の対応

- (1) 事業所のサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに身元保証人・当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。必要に応じて、主治医や市区町村に報告いたします。
- (2) 事業所は、事故が生じた際にその原因を解明し、再発防止策を講じます。

10. 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて(約款第 12 条参照)

(1) 事業者の守秘義務

事業者及びサービス従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又は身元保証人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

(2) 個人情報の取り扱い

- ① 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性があると判断した場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ② 事業者及びサービス従事者は、次の各号について個人情報の使用、提供、収集に関して、利用者と識別できる個人情報を下記の目的に沿って業務上必要な場合に限り利用します。
 - I. 介護保険サービス利用のための市区町村・その他サービス提供事業者への情報提供、あるいは適切な医療機関への情報提供の場合。
 - II. 介護保険サービスの質の向上のため、学会・研究会等における事例研究発表等の場合。なお、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

11. ハラスメント等の禁止

事業者は、サービス従事者及び利用者のハラスメントを防止し、尊厳を尊重するよう運営規定を設けております。もし、ハラスメントによる被害を受けた場合、又は受ける恐れがあった場合には、事業所に相談及び苦情を申し立てることができます。申し立てを行った場合は、事業所の管理者及び担当者経由で詳細連絡を受けた後、本部の人事担当が適切な対応を行います。

12. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための指針を整備し、定期的に委員会を開催しています。虐待に係る事例や不当な身体拘束を見聞きした際には担当者へ報告し、状況によっては身元保証人や居宅介護支援事業所等へ連絡します。

13. 身体拘束の適正化について

利用者に対して身体拘束その他行動を制限する行為を行わないものとします。ただし、利用者又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、利用者又は身元保証人に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行います。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等について記録を行うこととし、議論を行い、早期に身体拘束を解除する努力をします。

14. 非常災害時の対応

- (1) 非常災害に関する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、事業所の見やすい場所に掲示します。
- (2) 前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。

15. 感染症予防及びまん延防止等について

- (1) 事業所において感染症が発生・まん延しないように必要な措置を講じ、サービス従事者は感染症マニュアルを徹底します。
- (2) 感染症の発生・まん延を防止するための措置について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに密接な連携に努めます。

16. 業務継続のための計画の策定

- (1) 事業者は、非常災害や感染症の発生時にサービスの提供を継続し、早期の業務再開を図るため、当事業所の所在する地域及び利用者の特性に応じて「業務継続計画」を定めています。
- (2) サービス従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修・訓練実施等の必要な措置を講じるよう努めます。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

17. 苦情の受付について(約款第 20 条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所の提供しているサービスに対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

相談窓口	電話番号・受付時間
担当者 篠田 和也	電話番号:03-6230-3701 受付時間:8:30～17:30 月曜日～土曜日(日・祝祭日を除く)

(2) 行政機関・その他苦情受付機関

相談窓口	電話番号・受付時間
東京都国民健康保険団体連合会	電話番号:03-6238-0177 受付時間:9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
港区社会福祉協議会	電話番号:03-6230-0280 受付時間:8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日)
港区保健福祉支援部介護保険課 介護事業者支援担当	電話番号:03-3578-2821

事業者はサービス内容の説明書及び重要事項説明書に基づき、通所リハビリテーションのサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所番号(東京都指定 第 1315822770 号)

法人名 医療法人財団 順和会 赤坂山王メディカルセンター

法人所在地 東京都港区赤坂 4-1-26 W 棟 7 階

電話番号 03-6230-3701

管理者氏名 院長 青木 大輔 印

【説明者】

職名

氏名

_____ 印

私はサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づき、通所リハビリテーションのサービス内容及び重要事項説明を受けました。

令和 年 月 日

【利用者】

住所

氏名

_____ 印

【身元保証人・代理人】

住所

氏名

_____ 印